

「第9回技能実習法に係る四国地区地域協議会」の開催について

平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）」等に基づき、技能実習生を受入れている各地域において、出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等をはかることを目的とし、下記のとおり協議会を開催します。

記

1. 開催日時：令和8年7月6日（月）14:00～16:00
2. 開催場所：高松サンポート合同庁舎 南館 101 大会議室（香川県高松市サンポート 3-33）
3. 協議会構成員
徳島労働局・香川労働局・愛媛労働局・高知労働局
高松出入国在留管理局・中国四国農政局・四国経済産業局・四国地方整備局・四国運輸局
徳島県警察本部・香川県警察本部・愛媛県警察本部・高知県警察本部
徳島県・香川県・愛媛県・高知県
外国人技能実習機構 高松事務所・外国人技能実習機構 松山支所
4. 協議事項等
 - ・四国地区における技能実習制度の現状、課題等
 - ・四国地区における令和8年度の技能実習制度適正化のための取組方針等

※本協議会は、不正・問題事案等への言及も考えられることから非公開での開催となりますが、開催後、取組方針を除き資料は香川労働局のホームページで原則公開する予定です。

【労使団体等からの意見を募集します】

- ① 内 容：技能実習制度に関すること、本協議会に関すること
- ② 募集期間：令和8年6月23日（火）～ 6月29日（月）
- ③ 提出様式：任意の様式による
- ④ 提出先：香川労働局 職業安定部 訓練課へ郵送、又は持参により提出
※メールによる提出を希望する場合は別途お問い合わせください

〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33

高松サンポート合同庁舎北館 3 階

Tel：087-804-8900

- ※1）意見書は、提出される団体名以外の個人情報記載せず、A4（12～14 ポイント）で 10 ページ以内としてください。
- ※2）提出された意見書は、協議会の資料とさせていただき、議論の参考とさせていただきます。
- ※3）提出された意見書について、公開の可否も併せてお知らせください。